

議案第86号

鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例
制定の件

鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例
(鹿児島県環境基本条例の一部改正)

第1条 鹿児島県環境基本条例（平成11年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島を含め」を加え、「の奄美の」を「に至る」に改める。

(鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部改正)

第2条 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島を含め」を加え、「の奄美の」を「に至る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

奄美大島及び徳之島が世界自然遺産として登録されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。